

利益相反委員会規約

(名称)

第1条 特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー（以下「本法人」という）に利益相反委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本法人の行う研究や活動が、利益相反状態によって、その活動の計画、実施、解析、報告等に不公正な偏りが生じること、研究の参加者の人権と安全・安心が損ねられることを防ぎ、公正な研究活動を促進するため、利益相反管理の方針と方法を定め、実施することを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会の行う業務は次の各号の通りとする。

- (1) 理事会から諮問された事項を審議し、理事会へ上申する。
- (2) 本委員会からの提案および審議事項を理事会へ上申する。
- (3) その他上記の目的達成のために必要と認められる活動を行う。
- (4) 本委員会委員は委員会活動を通して知り得た申告者の利益相反情報について守秘義務を負う。

(委員長)

第4条 理事長は委員長を理事より選任し、理事会の承認を得る。

2 委員長の任期は理事の任期とし、再任を妨げない。

3 委員長に欠員を生じた場合には、理事長は後任を選任し、理事会の承認を得る。後任者は前任者の任期を務める。

(委員)

第5条 本委員会は次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、若干名の委員を正会員より推薦し、理事会に諮り、承認を得る。
- (2) 委員は男女両性で構成する。
- (3) 委員長が必要と認めた場合は、外部委員を推薦し、理事会の承認を得る。
- (4) 委員の任期は委員長の任期とし、再任を妨げない。
- (5) 委員に欠員が生じたときは、委員長は任期の残りを務める委員を推薦し、理事会の承認を得ることができる。
- (6) 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意

見を求めることができる。

(委員会)

第 6 条 委員会委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議決は出席委員の過半数をもって行い、委員長も議決に参加する。
- 4 委員長の審議は記録し、審議事項は理事会に報告し、理事会の承認を得なければならない。

(改正)

第 7 条 この規約の改正は、理事会の議決を経て発効する。

附則

この規約は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。